## 令和元年度第1回東北森林管理局林野公共事業事業評価技術検討会審議概要

- 1 開催日時 令和元年度7月19日 10時00分~15時00分
- 2 開催場所 東北森林管理局 2 階大会議室
- 3 出席者
  - (1) 技術検討会

会 長 高 田 克 彦 委 員 立 川 俊 中 委 員 梶 本 卓 也

(2) 当局出席者(検討委員会委員)

森林整備部長

計画保全部長

企画調整課長

計画課長

治山課長

森林整備課長

資源活用課長

企画調整課監査官(事務局)

治山課調整指導係長 (説明員)

森林整備課課長補佐(説明員)

#### 4 議事概要

(1) 完了後の評価(森林整備事業)

: 下北森林計画区 下北森林管理署

:三八上北森林計画区 三八上北森林管理署

:馬淵川上流森林計画区 岩手北部部森林管理署

: 大槌・気仙川森林計画区 三陸中部森林管理署

: 宮城北部森林計画区 宮城北部森林管理署

: 雄物川森林計画区 秋田森林管理署

秋田森林管理署湯沢支署

: 最上村山森林計画区 山形森林管理署

山形森林管理署最上支署

## 【質疑応答】

委員: 更新面積と保育面積について、保育面積に対して更新面積が極端に少ない署が見受けられるが、どういった理由でこのような開きがあるのか。

当 局: 当事業期間における保育面積については、前事業期間に更新した面積に左右されることから、保育面積と更新面積はリンクするものではない。

委 員:5年間で路網整備がかなり進んでいるようであるが、これは林 業専用道が主体なのか。

当 局:そうである。平成23年頃からは林道から林業専用道にシフトしてきている。

委 員:単価が林道より林業専用道の方が安いと聞いているが、単価は いくらか。

当 局: 林業専用道の1mあたりの単価は約3万円である。

委員:新植の植栽本数は樹種によって違うと思うが、haあたり2千本程度か。

当 局:平均すると現在は2千本程度であるが、当時は2千5百~3千 本程度である。

委 員:各箇所で一貫作業を実施しているが、県によって費用が変わってくるのか。

当 局:各署で積算し、請負契約しているところであり、県によって労 務単価が違うが、大きく変わることはない。

委員:下北の今後の課題等の地元の意見について、風間浦村からの意見の中に年々増加傾向にある鳥獣対策等の課題を抱えていると記載があるが、国有林については鳥獣害はないのか。

当 局:他の箇所ではニホンジカの被害について記載しているが、下北 ではニホンジカの被害は確認されていない。国有林側として鳥 獣害がある認識はないが、風間浦村からの意見は熊による樹皮 剥ぎ被害だと思われる。

委員:同じく今後の課題等について、下北地区についてはヒバが重要な資源になっている。ヒバ林の拡大・充実が図られるようと記載あるが、対象となるのは天然林のヒバではなく人工林のヒバで間違いないか。

当 局:かつてヒバの天然林であった箇所に造成されたスギ等人工林を、

ヒバの前生稚樹を活用しながらヒバ林に誘導していく取組等を 行っているところである。

委員:主な事業内容として路網整備の中に開設と改良があるが、改良

については具体的にどのような事業を行っているのか。

当 局: 林道(林業専用道)の法面工事等である。

委員:森林作業道の幅を広げて林業専用道とした場合は開設になるの

か。

当 局:改良になる。

委員:費用便益の計算について、秋田署の便益が他署に比べて高く計算されているが、これは国有林面積が大きいことが影響してい

るのか。

当 局:間伐面積による影響が大きいと思われる。

委員:今後の課題等でナラ枯れについて記載あるが、伐倒して利用す

ることも考えられるのか。

当 局:被害の先端地域等において、ナラの未被害木を伐採利用するこ

とにより、ナラ枯れ被害の拡大防止にも資することは今後考え

られる。

ら災害に強い森林造りを進めていただきたいといった要望が多く見受けられるが、東北森林管理局として、現状の森林整備ではなく、災害を防止するための一歩先をいく森林整備を実施し

ていくといったような記載はできないものか。

当 局:今後の課題として検討させていただく。

### (2) 期中の評価

・期中の評価(国有林直轄治山事業) 説明

: オボカ沢 岩手南部森林管理署

:磐井川上流 "

: 胆沢川上流 "

: 一迫川上流 宮城北部森林管理署

: 二迫川上流 ": 三迫川上流 "

# 【質疑応答】

委 員:今回の期中の評価の後に、再度、期中の評価をすることはある のか。

当 局:ある。期中の評価は、事業採択後10年経過後に実施し、以降は 5年ごとに行うことになっている。

委員:一迫川上流から三迫川上流に関して、平成29年度に事業地内の現況把握調査を実施しているが、きっかけは何だったのか。

当 局:これらの地区は今年度期中の評価にあたっていることから、そのタイミングで必要な計画変更ができるよう逆算して、期中の評価の前々年度である平成29年度に現況把握調査を行い、その結果を基に平成30年度に事業計画の内容を再検討した。

委員:自然復旧が進行した箇所を計画から除外するというのは効率化 を図る上で良いことであるが、植生が侵入して緑になったから 自然復旧というのはいかがか。

当 局:植生の状況により表面侵食が継続的に発生していないか確認している。そのほか、拡大崩壊の兆しがないか、下流に既設の治山施設はあるか、保全対象との位置関係はどうかといったことをチェックし、工事に着手するか、経過観察とするかを判断している。

委員:判断基準がわかるように個表を修正すること。

委 員:便益の種類に山地保全便益があるが、便益として算定していない地区があるのは何故か。

当 局:オボカ沢については、山地保全便益を算定しているが、その他 5地区については、災害防止便益を算定している。山地保全便 益と災害保全便益については、両者を合わせて算定すると便益 が重複してしまうため、重要度の高い方を算定することとなっ ている。

委員:進捗率については、例えば砂防計画の場合は土砂量で算定して おり、安全・安心確保の観点からわかりやすい指標となってい るが、治山事業においては事業費で算定しており、効果がわか りにくい。表現を工夫できると良い。

当 局:ご指摘のとおりであるが、現時点で良い案がなく、今後の課題 とさせていただく。

委 員:保全対象区域に貯水ダムの湛水域が含まれるものと、含まれな いものがあるが、何か違いがあるのか。 当 局:違いはなく含まれるとの認識なので、確認の上、保全対象区域 を修正する。

委員:事業コストの縮減等について、木材利用として治山ダムに間伐 材等の木材を活用とあるが、治山事業の性格上、確実に災害を 防止する観点から、強度的に問題はないのか。各地区において 同様の取り組みを行っているのか。

当 局:撤去不要な木製残存型枠等に木材を使用した例であり、強度に は問題ないが、土石流等により木材が流出するおそれのあるよ うな箇所には使用していない。一様ではないが、各地区におい て適した取り組みを実施しているところ。

委 員:二迫川上流について、土工と排水工の数量が、平成20年度の事 前評価時点と比べてかなり減っているが何故か。

当 局:本地区には約98haもの大規模な荒砥沢地すべりがあるが、今後 の対策に関する有識者検討会を開催し、約67haを自然の復元に 委ねる区域として、事業計画を再検討した結果、大幅に減った もの。

## 【技術検討会の意見取りまとめ】

会 長:これまでの議論を踏まえ、本技術検討会の意見としては、完了後の評価については『本事業の実施により、水源涵養等の森林の有する公益的機能の維持増進が図られ、事業の効果が発揮されていると認められる。今後も現地の状況と環境変化及び、事業の評価を踏まえ、引き続き森林整備や路網の維持管理を適切に実施するとともに、事業の実施を通して地域に貢献していくことが望ましい。』とする。

期中の評価については『流域保全の必要性が認められ、期中の 見直しも適切になされ、費用便益分析も適正な結果が得られた ことから本事業の継続実施が妥当と考えられる。』とすることで よろしいか。

各 委 員:了解。